

我孫子市副食費実費徴収に係る補足給付支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条第3号の規定により、法第30条の5第3項に規定する施設等利用給付認定保護者（以下「施設等利用給付認定保護者」という。）のうち、低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定子ども・子育て支援の提供を受けた場合において、当該施設等利用給付認定保護者が支払うべき食事の提供（副食の提供に限る。）に要する費用（以下「副食費」という。）の一部（以下「補足給付」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法において使用する用語の例による。ただし、特定子ども・子育て支援とは、特定子ども・子育て支援施設等である認定こども園又は幼稚園が、満3歳以上の施設等利用給付認定子どもに対して提供するもの（法第7条第10項第5号の事業に該当するものを除く。）をいう。

(支給対象者)

第3条 補足給付の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、本市の住民基本台帳に記録されている者で、次の各号のいずれかに該当する施設等利用給付認定保護者とする。

- (1) 施設等利用給付認定保護者及び当該施設等利用給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。）が77,101円未満である者
- (2) 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子ども若しくは小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。この号において同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合の負担額算定基準子

ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）がいる者

(3) 令第15条の3第2項に規定する市町村民税を課されない者に準ずる者

(支給対象費用)

第4条 補足給付の支給対象となる費用（以下「支給対象費用」という。）は、支給対象者の子どもが特定子ども・子育て支援を受けた場合において支給対象者が支払うべき副食材料費の実費徴収に係る費用とする。

(補足給付の額等)

第5条 補足給付の額は、支給対象者が現に特定子ども・子育て支援施設に対し支払った副食材料費の額に相当する額とし、支給対象者の子ども1人当たり月額4,500円を限度とする。

(支給の申請)

第6条 補足給付の支給を受けようとする者は、市長が定める期限までに、我孫子市副食費実費徴収に係る補足給付支給申請書（様式第1号）に次の書類を添付の上、市長に提出しなければならない。

(1) 副食費実費徴収額証明書（様式第2号）

(2) その他市長が必要があると認める書類

(支給の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により支給することを決定したときは我孫子市副食費実費徴収に係る補足給付支給決定通知書（様式第3号）により、支給しないことを決定したときは我孫子市副食費実費徴収に係る補足給付不支給決定通知書（様式第4号）により、当該申請をした施設等利用給付認定保護者に通知するものとする。

(支給の取消し等)

第8条 市長は、支給決定者に次の各号のいずれかに該当する事由が発生したときは、支給の決定を取り消すことができる。

(1) 第3条各号のいずれにも該当しないこととなったとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により支給を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により支給の決定を取り消したときは、我孫子市副食費実費徴収に係る補足給付支給決定取消通知書（様式第5号）により当該支給決定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により支給の決定を取り消した場合において、既に支給した補足給付があるときは、その全部又は一部の返還を求めるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補足給付の支給に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和元年10月1日以後に提供を受けた特定子ども・子育て支援に係る支給対象費用について適用する。